



2023年11月29日

各位

会社名 株式会社ピクセラ
代表者名 代表取締役社長 藤岡 毅
(コード番号：6731 東証スタンダード市場)
問合せ先 経営管理本部 本部長 岩井 亨
(TEL. 050-1780-3296)

**第三者割当による第18回新株予約権及び第19回新株予約権の発行、
新株予約権の買取契約の締結、株式の併合、定款の一部変更
並びに第16回新株予約権の取得及び消却に関するお知らせ**

I. 第三者割当による第18回新株予約権及び第19回新株予約権の発行

当社は、2023年11月29日付の当社取締役会において、EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) (以下「割当予定先」といいます。) を割当予定先とする第三者割当による第18回新株予約権及び第19回新株予約権 (以下、個別に又は総称して「本新株予約権」といいます。) の発行、並びに本新株予約権の買取契約 (以下「本買取契約」といいます。) を割当予定先との間で締結することを決議しましたので、その概要につき以下のとおりお知らせいたします (以下、本新株予約権の発行及び本買取契約の締結を総称して「本件」といい、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達を「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。) 。また、併せて当社が2023年2月17日に第三者割当により発行した第16回新株予約権 (以下「本既存新株予約権」といいます。) の取得及び消却を実施いたします。

当社は現在、継続的に損失を計上しており、財務状況が極めてひっ迫しているため、当面の運転資金の確保及び財務体質の立て直しが至急必要な状況となっております。2023年2月17日に第16回新株予約権及び第17回新株予約権の第三者割当による資金調達を実施しましたが、第17回新株予約権については行使を完了したものの、本既存新株予約権については当社株価が一桁台前半に落ち込み、行使価額近辺を推移する状況が続いていることから行使が進んでおりません。このままでは、事業環境が日々悪化していく中で当面の必要資金を確保しつつ当社の構造改革を実現して収益構造を抜本的に改善するために現時点において当社が必要とする資金を、当該第三者割当の実行時に想定していた期間内に調達することは困難であると判断し、本資金調達について、株主の皆様にお諮りすることを決議しました。

なお、本件は、2023年12月28日開催予定の当社定時株主総会 (以下「本定時株主総会」といいます。) において、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行 (本新株予約権の払込金額がこれを引き受ける者に特に有利な金額であることをいいます。) 並びに当社定款の変更 (発行可能株式総数の増加、当社普通株式の株式併合 (普通株式100株を1株に併合) 及び本新株予約権の目的である種類株式の新設) が承認されること、発行会社とその子会社の財務状況、売上状況、業務の状況、経営状況につき、重大な悪化と見做されうる変化がなく、また、かかる変化が生じる具体的かつ現実的なおそれもないことなどを条件としており、かかる条件のいずれかが成就されない場合には、割当予定先がその裁量により同意しない限り本件は実施されません。本定時総会において上記議案のいずれかが承認されず本件が実施されない場合には、当社は代替の資金調達につき改めて検討いたします。なお、当該株式併合は、本資金調達による大規模な希薄化及び有利発行並びに当社定款の変更が原案どおり承認可決することを条件とする予定です。

1. 募集の概要

<第 18 回新株予約権の発行の概要>

(1) 割 当 日	2023 年 12 月 29 日
(2) 発行新株予約権数	81,880 個 (新株予約権 1 個につき A 種種類株式 1 株)
(3) 発行 価 額	総額 81,880 円 (新株予約権 1 個あたり 1 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	A 種種類株式 81,880 株
(5) 資金調達 の 額	818,881,880 円 (内訳) 第 18 回新株予約権発行分 81,880 円 第 18 回新株予約権行使分 818,800,000 円
(6) 行 使 価 額	1 株あたり 10,000 円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による
(8) 割 当 予 定 先	EVO FUND
(9) そ の 他	本新株予約権の発行は、①本定時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案が承認 (特別決議) されること、②本定時株主総会において、当社定款の変更 (発行可能株式総数の増加、普通株式の株式併合及び本新株予約権の目的である種類株式の新設) に関する議案が承認 (特別決議) されること、並びに③金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。 (A 種種類株式) A 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、その転換価額は 40 円 (株式併合前である現時点における 0.4 円相当) です。また、現金 (1 株につき 10,000 円) を対価とする取得請求権も付与されております。

(注) 第 18 回新株予約権の発行要項 (A 種種類株式の内容を含む。) を、別紙 1 として添付しております。

<第 19 回新株予約権の発行の概要>

(1) 割 当 日	2023 年 12 月 29 日
(2) 発行新株予約権数	40,000 個 (新株予約権 1 個につき B 種種類株式 1 株)
(3) 発行 価 額	総額 40,000 円 (新株予約権 1 個あたり 1 円)
(4) 当該発行による 潜在株式数	B 種種類株式 40,000 株
(5) 資金調達 の 額	400,040,000 円 (内訳) 第 19 回新株予約権発行分 40,000 円 第 19 回新株予約権行使分 400,000,000 円
(6) 行 使 価 額	1 株あたり 10,000 円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による
(8) 割 当 予 定 先	EVO FUND
(9) そ の 他	本新株予約権の発行は、①本定時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案が承認 (特別決議) されること、②本定時株主総会において、当社定款の変更 (発行可能株式総数の増加、普通株式の株式併合及び本新株予約権の目的である種類株式の新設) に関する議案が承認 (特別決議) されること、並びに③金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。 (B 種種類株式) B 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権は付与されておりませんが、現金 (10,000 円) を対価とする取得請

求権が付与されております。

(注) 第 19 回新株予約権の発行要項 (B 種類株式の内容を含む。) を、別紙 2 として添付しております。

2. 募集の目的及び理由

当社はAV関連事業及び家電事業の 2 つの事業を展開しております。

AV関連事業においては、TVチューナー周辺のソフトウェア開発をベースに創業以来様々な製品を開発、販売してきました。家電事業においては、ジェネリック家電ブランドであるA-Stageと体験訴求型のブランドであるRe・Deの 2 軸をベースに事業を展開してきました。現状の計画では、2024年 9 月期において、AV関連事業と家電事業の売上構成比は 3 対 1、利益構成比は 4 対 1 となっておりますが、今後のテレビチューナー関連製品の市場の縮小と家電事業の製品ラインナップの増加と当社のRe・De製品のブランド認知度や製品のロコミといった市場動向を踏まえると、家電事業の売上構成比、粗利構成比がAV関連事業を上回るのではないかと予測しております。ただし、当社の現状を踏まえ、新たな中期経営計画の策定・公表を行うことが、株主総会において当社株主の皆様が本件ファイナンス等の必要性・合理性を評価する上で重要な判断材料となることから望ましいものとは考えてはいるものの、当社の資金繰りの状況から、現状、事業見直しなどの流動性が高い状況下となっており、資金調達の必要性や具体的な使途の裏打ちとなる中期経営計画の策定が難しくなっております。

TVチューナー需要の減少に伴い、今年の 3 月に構造改革を実施し、AV関連事業の総人員の約 66%を削減する大幅なスリム化を行い、結果として、年間約 6 億円の経費削減を実現しました(詳細については2023年 1 月 18 日付「構造改革の実施に関するお知らせ」をご参照ください。)。また、AV関連事業では、事業再編を実施し、新たな事業の柱を構築すべく、2023年 1 月から新規事業分野の検討を開始しております。2023年 3 月から本格的にGenerativeAIを活用した翻訳デバイスやサービスの開発、ビジネスコミュニケーションを促進するサービスの開発、ウェルネスやヘルスケアに関連する新製品の開発に取り組んでおり、当社がこれまで様々なOS上で製品、サービス開発を行ってきた経験を活かし、開発を進めて参りました。家電事業においては、Re・Deブランドのリブランディングに伴い、理美容家電の新製品であるRe・De Hairdryをリリースいたしました。ただし、急速な円安により生産コスト、輸送コストの増加のあおりを受け、家電事業を取り巻く環境は悪化しており、ホテル事業者からの需要が回復しつつある状況ではありますが、全体として、非常に厳しい状況となっております。そのような状況下においても、Re・Deブランドの製品は堅調な販売を維持しており、発売後、長期間経っているものの各種メディアにも取り上げられる状況は続いており、ブランド認知は着実に広まっております。このような状況の中、当社グループの2023年 9 月期の業績は売上高14億51百万円、営業損失12億38百万円という結果となり、6 期連続の営業赤字という状況となっております。

このような状況を打開し、安定的な企業運営を行うため、本資金調達の資金を以て、下記の 3 つの事業戦略を実行します。

1. AV関連事業、家電事業の既存ビジネスの売上の最大化と新たな構造改革による経費の最小化
2. GenerativeAIを活用した製品、サービスの立ち上げ
3. ウェルネス、ヘルスケア事業への新規展開

1 については、AV関連事業及び家電事業は、現状の当社の規模を現時点で想定される当社の売上、利益規模に合わせて再構築を行うことによって、収益構造の最適化を図ります。具体的には前回の構造改革(詳細については2023年 1 月 18 日付「構造改革の実施に関するお知らせ」をご参照ください。)では、AV関連事業のTVチューナー関連の開発コストの削減を目的に実施しましたが、今回の構造改革では、当社グループの人員を更に約 20%削減し、東京オフィスの移転により年間で約 4200 万円の削減、倉庫保管料の削減や製品開発などに関連する報酬や株式管理料などの支払報酬等のあらゆる経費削減をゼロベースから実施し年間で約 4,400 万円の支払報酬等の削減を2024年 1 月から 3 月まで 3 段階に分けて実施することにより、更なる会社規模の最適化を図るとともに、開発コストがかからない開発完了済みの製品、かつ製品化済みで市場での販売数が多いAV関連事業の主力製品であるワイヤレステレビチューナー製品のXIT-AIR120CWや通信関連製品のLTE対応 SIMフリーホームルーター PIX-RT100といった製品の在庫を確保することにより在庫不足による販売機会の損失をなくし、売上高の最大化を目指します。また、本構造改革を実施することによる当社の事業に与えるリスクとして、人員削減による製品ラインナップの縮

小や営業人員の削減による営業活動の縮小による売上低下が予想されますが、本構造改革によるコスト削減効果と効率化の効果により、事業全体のリスクとしては軽微なものになると予想しております。

2については、2023年9月期から取り組んできました、ChatGPTを活用した翻訳サービスやビジネスコミュニケーションを促進するサービスの立ち上げを行います。本資金調達で資金用途として明示されてはいませんが、構造改革による経費の削減や生産資金を本資金調達で充当することにより、キャッシュフローを改善することによって生み出された資金でサービスの立ち上げを行って参ります。

3については、日本におけるウェルネス市場の規模は2025年に約37.6兆円、2030年に約46.6兆円に達すると予測されています。※1このような状況を踏まえ、当社は、今後大きな成長性が見込まれるウェルネスやヘルスケアといった分野にこれまで培ったソフトウェアとハードウェアを一気通貫で開発することができる技術力や当社のブランディング、マーケティング力を生かし、ウェルネスに貢献するウェアラブルIoT製品やスキンケア、ヘアケア関連製品、オーラルケア関連製品の企画開発を行うことによってこれまでにない体験価値を生み出す製品、サービスを生み出すことにより、新たな事業分野の柱の構築を目指し、当社事業のポートフォリオを変化させることで事業の立て直しを実行します。

本資金調達の実施により、1～3の事業戦略の実行が可能となりAV関連事業、家電事業、ウェルネスヘルスケア事業の3本柱とすることにより、企業の継続性、持続性を向上させることが可能となります。

※1 日経 X TREND 「新たな有望消費市場の1つ、「ウェルネス市場」の2040年を見通す」(2022年3月10日公開)

3. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

本資金調達は、当社が割当予定先であるEVO FUNDに対し本新株予約権を割り当て、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社の資本が増加する仕組みとなっております。普通株式に転換可能なA種種類株式を対象とした第18回新株予約権に加えて、普通株式への転換ができないB種種類株式を発行します。なお、第19回新株予約権については、今後当社に喫緊の資金需要が生じた際に、割当予定先の裁量により、追加的に資金を調達することを可能とするため、予め発行するものであります。B種種類株式は普通株式への転換ができないため、第19回新株予約権行使により希薄化は生じません。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、2023年2月17日に実施した前回資金調達において本既存新株予約権及び第17回新株予約権を発行いたしました。第17回新株予約権については2023年8月31日付「第三者割当により発行された第17回新株予約権の行使完了に関するお知らせ」のとおり2023年8月31日をもって行使が完了し約385百万円を調達することができましたが、本既存新株予約権については当社株価が行使価額である2円近辺で推移する状況が続いていることから、本日時点での行使状況は発行数2,850,000個に対して既行使数量325,000個(合計調達額約65百万円)にとどまっております。

前回資金調達を決議した2023年1月18日の当社取締役会においては、あわせて月々の固定費を大幅に削減し、収益構造や事業構造を転換することを目的として、①事業の選択と集中、②大阪オフィスの返却及び③取締役の交代からなる構造改革(詳細については2023年1月18日付「構造改革の実施に関するお知らせ」をご参照ください。)の実施を決定し、その後①については2023年1月18日付「人員削減等の合理化に関するお知らせ」、2023年3月31日付「役員報酬の削減についての取り組み及び人員削減合理化の進捗に関するお知らせ」と特別別失の計上のお知らせ及び2023年5月15日付「特別損失の計上に関するお知らせ」、②については2023年3月31日付「本社移転に関するお知らせ」、2023年5月19日付「(開示事項の経過)本社移転日決定に関するお知らせ」及び2023年8月14日付「特別損失の計上及び本社移転に伴う費用に関するお知らせ」、③については2023年1月18日付「代表取締役及び取締役の異動に関するお知らせ」及び2023年3月31日付「役員報酬の削減についての取り組み及び人員削減合理化の進捗に関するお知らせ」と特別別失の計上のお知らせ)のとおり着実に進め約6億円の固定費の削減をいたしました。また、前回資金調達による調達資金が上記のとおり450百万円(本既存新株予約権により約65百万円、第17回新株予

約権により約 385 百万円)にとどまっているところかかる調達資金の多くをオフィスの移転費用並びに人員削減に伴う退職金に充当した結果、当社は日々の運転資金にも窮する状況となっております。

そのような中、当社は前回資金調達の引受先でもある EVO FUND から、複数回にわたり無担保社債の引受けを通じた資金提供を受けて何とか日々の必要資金をやりくりしておりましたが、2023 年 10 月頃、前回資金調達をアレンジした EVOLUTION JAPAN 証券株式会社(東京都千代田区紀尾井町 4 番 1 号 代表取締役社長 ショーン・ローソン) (以下「EJS」といいます。) から、当社の財務体質をさらに抜本的に立て直す手段として本既存新株予約権を取得及び消却し本新株予約権を発行する資金調達手段である本スキームの提案を受けました。なお、EVO FUND に対する社債の発行状況は以下のとおりです。

社債回号	払込日	償還状況、満期	金額	利率	調達資金の充当状況
第 1 回	2022/12/28	償還済	50 百万円	1.0%	全額充当済
第 2 回	2023/2/15	償還済	50 百万円	1.0%	全額充当済
第 3 回	2023/3/16	償還済	200 百万円	1.0%	全額充当済
第 4 回	2023/6/23	償還済	50 百万円	1.0%	全額充当済
第 5 回	2023/7/25	償還済	50 百万円	1.0%	全額充当済
第 6 回	2023/9/14	2025/3/13	50 百万円	1.0%	全額充当済
第 7 回	2023/10/18	2024/4/18	50 百万円	1.0%	全額充当済
第 8 回	2023/11/20	2024/5/20	50 百万円	1.0%	全額未充当

同社により提案を受けた本スキームにおいて発行される本新株予約権の行使により発行されるのは A 種種類株式及び B 種種類株式であり、第 18 回新株予約権の目的である A 種種類株式については普通株式を対価とする取得請求権が付されているものの、第 19 回新株予約権の目的である B 種種類株式については普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されておらず既存株式の希薄化を伴いません。また A 種種類株式についても割当予定先が普通株式を対価とする取得請求権を行使するまでは既存株式の希薄化が生じません。そのため、議決権を増加させずに増資をするという選択肢が生じるメリットがあるため、このような設計といたしました。なお B 種種類株式に関しては、その他の条件を考慮しても少なくとも短期的には保有する経済的メリットのない B 種種類株式を目的とする第 19 回新株予約権の行使は期待できません。また、A 種種類株式及び B 種種類株式を割当予定先が直接引き受けるものとする払込金額の全額につき当初から当社の信用リスクを割当予定先が負担することとなるため、割当予定先のリスク管理の観点から困難であり、新株予約権を引き受けた上で適宜行使して当社に資金提供するとともに種類株式を取得する本スキームの形でしか資金提供はできない旨を聞いております。割当予定先からは、口頭にて、原則として転換価額(40 円。株式併合前である現時点における 0.4 円相当)と株価との差額の利得を期待できる A 種種類株式を取得するために第 18 回新株予約権を行使し、第 19 回新株予約権については少なくとも短期的には当社に緊急の資金需要があった際にのみ行使することを想定しているとの説明を受けております。かかる状況において B 種種類株式を目的とした第 19 回新株予約権を発行する理由は、第 18 回新株予約権のみで希薄化率が約 300%あり、追加で希薄化を伴う発行はできない状態である一方、今後、突発的な資金需要が生じる可能性は十分あり、そのような際の資金手当の手段として予め設定することは合理的であると判断いたしました。B 種種類株式による資金使途は予見することが難しいものの、希薄化を伴わない資金調達であることから、既存株主への悪影響は無いものと考えております。また、割当予定先にとっての、B 種種類株式に投資する直接のメリットは限定的ですが、当社の緊急時に再建のための緊急の資金援助の手段とすることが目的であると聞いております。割当予定先はこれまでも無担保社債の引受けにより当社の資金繰りを支えてきましたが、無担保社債の引受の場合には契約書の作成や機関決定など一定の準備時間が必要となるところ、第 19 回新株予約権の行使により同様の緊急の資金支援を準備期間なしに行うことができます。また、種類株式が発行された場合、負債ではなく資本が増加しますので、自己資本比率を改善しつつ資金確保をすることができます。行使のタイミングとしては、当社が資金繰りに窮している状況において、第 19 回新株予約権の行使による出資により当社の事業を立て直すことができると判断した場合に、緊急の資金援助として行使することです。ただし第 19 回新株予約権の行使については何らのコミットもされていないため、行使の有無はあくまで割当予定先の裁量によります。

当社としては、①第 19 回新株予約権の目的である B 種種類株式は議決権、配当受領権及び普

通株式への転換権を持たず、現金対価の取得請求権は当社の分配可能額が生じた後に当該分配可能額の範囲内でしか行使できないため、発行されても既存株主及び当社債権者に一切不利益を及ぼすものではないこと、②当社にとって事実上唯一の資金調達手段である借入や社債の発行と比べて、準備期間がかからず利息が発生しないという大きなメリットがあること、③第 19 回新株予約権の発行について当社に特段のコストは発生しないこと、を総合的に勘案のうえ、緊急時の資金調達の予備として第 18 回新株予約権に追加して第 19 回新株予約権を発行することが望ましいものと判断いたしました。

第 18 回新株予約権の目的が普通株式ではなく普通株式に転換可能な A 種種類株式とされている点については、割当予定先より、純投資目的の割当予定先としては通常の普通株式を目的とする新株予約権の場合には行使後直ちに取得した普通株式を売却することとなるため市場の流動性などにより行使できる数量に制限を受ける場合があるうえ規制上の論点（10%超を保有し主要株主となること、潜在的に TOB 規制の対象となること）から大量の議決権保有につながる短期間での大量の新株予約権行使ができないが、A 種種類株式を目的とすることによりいったん第 18 回新株予約権を行使して普通株式への転換及び取得した普通株式の売却は時間をかけて行う選択肢を持つことができるためより柔軟な行使が可能になるとの説明を受けました。また A 種種類株式について、現金を対価とした取得請求権が付されておりますが、現在当社の分配可能利益は存在せず、会社法上、取得請求ができる状況にありません。かかる状況も踏まえて、割当予定先としては、原則、A 種種類株式を取得した場合、普通株式への転換を想定していると聞いております。もっとも、当社の分配可能利益が復活した後の状況においては、割当予定先による取得請求権の行使または当社による現金を対価とした取得条項を行使することにより、当社株式のさらなる希薄化を防ぐことができます。

上記のとおり第 18 回新株予約権の目的である A 種種類株式の転換価額は現在の当社株価に比べて低く設定されており、また行使期間は 1 年間に限られることから、比較的短期間に多くの第 18 回新株予約権が行使されるものと考えております。さらに第 19 回新株予約権は、行使のコミットはなされていないものの、緊急時の資金調達的手段となり得ます。

このように、第 18 回新株予約権の発行により潜在的に相当の既存株式の希薄化が生じるものの、割当予定先に高い行使インセンティブを与える第 18 回新株予約権と緊急時のバックアップ手段となりうる第 19 回新株予約権の発行を組み合わせることにより、更なる構造改革により当社の事業構造の欠陥を改善し、強化された財務体質のもとで構造改革を完遂し、健全に当社事業の発展を目指せる態勢を整えることができると考えていることから、当社のニーズに合致しており当社の今後の成長にとって最善であると判断しております。また、当社は、下記「(3)本資金調達の特徴」に記載の本スキームの特徴及び「(4)他の資金調達方法」に記載の他の資金調達方法について検討し、既存株式の大規模な希薄化により既存株主の皆様にご迷惑を及ぼしてしまう不利益も十分に考慮し、慚愧に堪えない思いではありますが、本スキームが下記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載した各資金使途に必要な資金を調達できる可能性が高いと考えられることから、総合的な判断により本スキームを採用することを決定しました。

(3) 本資金調達の特徴

本新株予約権は調達資金の最大額が固定されており、併せて、本新株予約権の行使価額と割当株式数が固定されております。また、以下のようなメリット及びデメリットがあります。

[メリット]

① 行使価額及び対象株式数の固定

本新株予約権は、発行当初から行使価額は原則として固定（第 18 回新株予約権及び第 19 回新株予約権とも 10,000 円）されており、いわゆる MS ワラントのように将来的な市場株価の変動によって行使価額が変動することはありません。また、本新株予約権の対象株式数についても発行当初から固定（第 18 回新株予約権は A 種種類株式 81,880 株、第 19 回新株予約権は B 種種類株式 40,000 株）されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。

② 既存株式の希薄化の限定

第 19 回新株予約権の行使により交付される B 種種類株式には普通株式を対象とする取得請求権及び取得条項が付されておられません。このため第 19 回新株予約権の発行により既存株式の希薄化を一切もたらしことなく追加の資金調達の可能性を確保することができます。

[デメリット]

- ① 当初に満額の資金調達ができないこと
新株予約権の特徴として、新株予約権者による権利行使があつて初めて、行使価額に行使の対象となる株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。そのため、本新株予約権の発行当初に満額の資金調達が行われるわけではありません。特に、本新株予約権は有利発行によるものであることから、その後の株価の大幅な下落も想定しうるところであり、前回資金調達と同様に十分な資金の調達を実現できるか、不透明な部分も残らざるを得ないと考えております。
- ② 設計上のリスク
本新株予約権は、行使の確約条項が付されていないため、当社の株価推移によっては、行使がなされない、又は、行使が進まなくなる可能性があります。また、割当予定先が第18回新株予約権の行使により取得したA種種類株式を転換して取得する当社普通株式を市場売却することにより、株価が下落する可能性があります。
- ③ 不特定多数の新投資家へのアクセスの限界
第三者割当方式という当社と割当予定先のみ契約であるため、不特定多数の新投資家から資金調達を募ることによるメリットは享受できません。
- ④ 既存株式の希薄化の発生
借入又は社債と異なり、全ての第18回新株予約権が行使された場合に交付されるA種種類株式81,880株により最大20,470,000株（株式併合前である現時点における2,047,000,000株、議決権ベースで20,470,000個）、希薄化率294.73%（議決権総数に対し294.80%）の既存株式の希薄化が生じることになります。
- ⑤ 株式併合
本定時株主総会において当社普通株式100株を1株に併合する株式併合が承認されることが本資金調達実施の条件とされております。併合後も単元株数は100株のままとする予定であることから、当該株式併合が実施された場合には、併合前に当社株式を10,000株未満しか保有しない株主は、株主総会における議決権及び取引所における当社株式の売却機会を失うこととなります。
- ⑥ 第19回新株予約権の行使の不確実性
割当予定先は第19回新株予約権の行使をコミットしていないため、当社が第19回新株予約権の行使による資金調達を必要としている状況においても、割当予定先が第19回新株予約権を行使しない可能性があります。

(4) 他の資金調達方法

- ① 新株式発行による増資
 - (a) 公募増資
現時点で公募増資の引受手となる証券会社は存在せず、公募増資は今回の資金調達方法の選択肢とはなりません。
 - (b) 株主割当増資
株主割当増資では、資力等の問題から割当予定先である株主の応募率が不透明であり、また実務上も近時において実施された事例が乏しく、当社としてもどの程度の金額の資金の調達が可能なかの目処を立てることが非常に困難であります。これらの点を考慮の上、株主割当増資は今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。
 - (c) 新株式の第三者割当増資
現時点で当社の株式を第三者割当により引き受けていただける適切な投資家は存在しないと考えております。したがって、第三者割当増資は今回の資金調達方法としての選択肢とはなりません。
- ② 新株予約権付社債（MSCB含む。）
新株予約権付社債は、発行時に払込金額の全額が払い込まれるため、発行会社にとっては早期に資金需要を満たすことができる利点がありますが、その代わりに全額の転換が完了するまでの間新株予約権付社債の保有者が発行会社のクレジットリスクを負担することになるため、その引受先は限られます。今回は、新株予約権付社債によって、当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けておりません。また、割当予定先からも新株予約権付社債によって本資金調達と同等のタイミング、規模にて新株予約権付社債を引き受けることはできない旨を聞いております。

- ③ 新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）
 コミットメント型ライツ・イシューについては引受手となる証券会社は存在せず、ノンコミットメント型ライツ・イシューについては、当社は最近2年間において経常赤字を計上しており、東証の定める有価証券上場規程に規定される上場基準を満たさないため、実施することができません。
- ④ 借入れ・社債・劣後債による資金調達
 借入れ、社債又は劣後債のみによる資金調達では、調達額が全額負債となるため、財務健全性がさらに低下しますし、現状の当社の状況に鑑みて、貸し手を見つけることは困難であると考えます。
- ⑤ 行使価額修正条項付新株予約権
 行使価額修正条項付新株予約権は株価動向によっては、当該新株予約権の行使が十分にされず当社が必要とする資金を十分に調達できない可能性があります。また、割当予定先からも行使価額修正条項付新株予約権によって本資金調達と同等のタイミング、規模にて行使価額修正条項付新株予約権を引き受けることはできない旨を聞いております。
- ⑥ 行使価額固定型新株予約権
 普通株式を対象とした行使価額固定型の新株予約権は、本資金調達と類似したスキームとなります。しかしながら、普通株式を対価とした新株予約権の場合、行使をすることで即座に議決権を有することになるため、割当予定先からの要請等を踏まえて検討した結果、本資金調達においては、議決権を有しない種類株式を対象とした新株予約権での調達を選択いたしました。

4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

① 払込金額の総額	1,218,921,880円
② 発行諸費用の概算額	4,141,500円
③ 差引手取概算額	1,214,780,380円

(注) 1. 払込金額の総額は、下記を合算した金額であります。

第18回新株予約権の払込金額の総額	81,880円
第19回新株予約権の払込金額の総額	40,000円
第18回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	818,800,000円
第19回新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額	400,000,000円

2. 発行諸費用の概算額は、調査費用、弁護士費用等の合計額です。なお、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

3. 本新株予約権は行使コミットメント条項がない新株予約権であることから、全額行使は保証されておりません。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。割当予定先に対して、行使に関するコミットメント条項を付すことも検討を依頼したものの、現在の当社の状況を鑑みるとかかる条項を付すことは難しいとの回答を受けております。なお行使が行われなかった場合は手元資金にて対応いたしますがその詳細については現状で方針は決まっております。

(2) 調達する資金の具体的な使途

本新株予約権の発行及び割当予定先による本新株予約権の行使によって調達する資金の額は合計約1,214百万円となる予定であり、調達する資金の具体的な使途については、次のとおり予定しています。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途
 <第18回新株予約権>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
① 株式併合の費用	105	2024年1月
② 無担保社債の償還 (既発行分)	150	2024年1月～ 2024年3月
③ 無担保社債の償還 (発行予定分)	100	2024年1月～ 2024年3月
④ 構造改革費用	117	2024年3月～ 2024年5月
⑤ 生産費用	342	2024年3月～ 2024年9月
合計	814	

<第19回新株予約権>

具体的な使途	金額 (百万円)	支出予定時期
⑥ 緊急時運転資金 (第19回新株予約権)	400	2024年6月～ 2024年9月
合計	400	

調達する資金の使途の詳細は以下のとおりです。

- ① 株式併合の費用 (単元未満株式の買取代金として77百万円、それに伴う証券代行手数料として28百万円) に充当いたします。
- ② 当社は、資金繰りの悪化に伴い、EVO FUND を権利者とする普通社債発行を実施しております。第6回から第8回の普通社債の合計金額150百万円の償還に充当いたします。本資金使途はAV関連事業及び家電事業における現状のマーケット規模を踏まえた会社規模に調整を行うことにより、収益構造の最適化を目的とするものと考えております。なお、第6回から第8回の普通社債によって調達した資金の充当状況は以下のとおりです。
 - ・ 第6回：法人事業税納付27百万円、給与・社保支払23百万円
 - ・ 第7回：給与・社保支払28百万円、家賃15百万円、証券代行手数料7百万円
 - ・ 第8回：法人事業税納付33百万円、17百万円については使途未定
- ③ ②に加え、当社は、今後2023年12月に償還期限を2024年6月とする約1億円の普通社債発行を予定しており、その全額の普通社債の償還に充当いたします。普通社債の引受先はEVO FUNDを想定しておりますが、発行に関する確約はございません。なお、当該社債を発行した際には速やかに開示いたします。
- ④ 現状の当社グループを取り巻く環境は非常に厳しい状況となっており、現在のAV関連事業及び家電事業の状況を踏まえ、現在の状況に応じた当社の規模に縮小するため、構造改革を実施することと致します。具体的には東京支社の原状回復のための工事費用を約76百万円と見込んでおり、人員削減の退職金として、グループ人員全体の約20%に相当する人員を削減し、その費用として約41百万円を見込んでおります。これにより、年間約1億円の削減効果が見込まれます。前回の資金調達にてAV関連事業の構造改革費用として280百万円を見込み (詳細については、2023年1月18日付「第三者割当による第16回新株予約

権及び第 17 回新株予約権の発行、新株予約権の買取契約の締結並びに第 15 回新株予約権(行使価額修正条項付)の取得及び消却に関するお知らせ」をご参照ください)、実際の調達額は 180 百万円に留まりましたが、当該資金を全額充当することにより同事業の人員削減と本社移転は完了いたしました。本資金調達におきましては、更なる構造改革費用の追加費用として充当いたします。

- ⑤ 当社の資金繰りの状況により、多額の前払の生産資金が必要な製品の生産が難しくなっているため、本資金調達によってその部分を補填し、より安定的に生産を行うことによって売上、利益の向上を図ります。具体的には、前回の資金調達から継続して充当する生産資金として、現在の所要量を見積もった結果、AV 関連事業における通信分野関連既存製品に 90 百万円、ワイヤレステレビチューナー製品に 97 百万円、家電事業の調理関連の新商品の金型費用約 18 百万円、初期生産費用約 32 百万円、理美容関連既存製品の年間所要量の約 0.5 万台分として 40 百万円を、今回の資金調達で新たに充当するものとして、理美容関連 2 新製品の生産に金型費用 15 百万円と 2 製品分の初期生産費用 50 百万円の計 65 百万円を予定しております。本資金使途は、事業戦略 1. AV 関連事業、家電事業の既存ビジネスの売上の最大化と新たな構造改革による経費の最小化に対し 237 百万円を充当し、事業戦略 3. ウェルネス、ヘルスケア事業への新規展開を目的としてそれに対し 105 百万円を充当いたします。
- ⑥ 構造改革費用と生産資金の前払いが発生した状況下で一時的にその間を繋ぐ資金が緊急で必要となった場合の資金として 400 百万円を充当いたします。

なお、前述のとおり、当社の資金繰りの状況から、現状、事業見直しなどの流動性が高い状況下となっておりますため、資金使途の変更を決定した場合には、直ちに開示を行います。

今回資金調達として、十分な資金が調達できなかった場合には各資金使途の緊急性を鑑み、随時資金を充当いたします。なお、2023 年 2 月 17 日に前回資金調達として本既存新株予約権及び第 17 回新株予約権を発行しました。その資金使途としては、①AV 関連事業の構造改革費用、②家電事業製品に係る開発及び生産費用、③IoT 関連新製品の開発及び生産費用及び④運転資金の 4 つを想定していました。第 17 回新株予約権については 2023 年 8 月 31 日をもって行使を完了し約 385 百万円を調達することができましたが、本日までに行使された本既存新株予約権は 325,000 個のみで約 65 百万円の調達にとどまっており、現時点の充当状況は以下のとおり①に対して 180 百万円、②に対して 118 百万円、③に対して 53 百万円、④に対して 80 百万円を充当しております(各充当の合計額は調達額から発行諸費用を控除した差引手取額となります)。

発行時における 当初の資金使途	1 (AV関連事業) AV関連事業の構造改革費用 (280百万円) 2 (家電事業) 家電事業製品に係る開発及び生産費用 (340百万円) 3 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (53百万円) 4 運転資金 (255百万円)
発行時における 支出予定時期	1 2023年2月～2023年8月 2 2023年2月～2023年9月 3 2023年2月～2023年9月 4 2023年2月～2025年2月

現時点における 充 当 状 況	1	(AV関連事業) AV関連事業の構造改革費用 (180百万円)
	2	(家電事業) 家電事業製品に係る開発及び生産費用 (118百万円)
	3	(AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (53百万円)
	4	運転資金 (80百万円)

5. 資金使途の合理性に関する考え方

上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期」に記載のとおりにより充当することで、当社の収益性を改善し、継続企業としての価値を向上させることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。したがって、本資金調達は、中長期的な企業価値の向上に資するものであることから、かかる資金使途は合理的であると判断しました。

6. 発行条件等の合理性

(1) 発行条件が合理的であると判断した根拠及びその具体的内容

当社は、2023年2月17日に実施した前回資金調達において本既存新株予約権及び第17回新株予約権を発行いたしました。第17回新株予約権については2023年8月31日付「第三者割当により発行された第17回新株予約権の行使完了に関するお知らせ」のとおり2023年8月31日をもって行使が完了し約385百万円を調達することができましたが、本既存新株予約権については当社株価が行使価額である2円を上回らず推移する状況が続いていることから、本日時点での行使状況は発行数2,850,000個に対して既行使数量325,000個(合計調達額約65百万円)にとどまっております。そしてかかる調達資金の多くを上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由(2) 資金調達方法の選択理由」に記載の構造改革に伴う費用に充当した結果、当社は日々の運転資金にも窮する状況となっております。

そのような中、当社は前回資金調達の引受先でもあるEVO FUNDから複数回にわたり無担保社債の引受けを通じた資金提供を受けて何とか日々の必要資金をやりくりしてまいりましたが、2023年10月上旬頃、前回資金調達をアレンジしたEJSから、当社の財務体質を抜本的に立て直す手段として本既存新株予約権を取得及び消却し本新株予約権を発行する資金調達手段である本スキーム及び株式併合の提案を受け、割当予定先と複数回協議した上で当社にて検討した結果、当面の運転資金の確保にとどまらず、当社株式の株式会社東京証券取引所(以下「取引所」といいます。)における株価や出来高により実際に調達できる資金の額が大きく変動してしまうというこれまでの資金調達の欠点を修正し、第18回新株予約権については行使により取得するA種種類株式の転換価額が40円(株式併合前である現時点における0.4円相当)と現在の当社株価に比べて低い価額に設定されていることから予め定められた金額の資金を調達することのできる可能性の高い本資金調達により、強化された財務体質のもとで構造改革を完遂し当社の事業の発展のために資金を投じることができると判断したため、10月下旬、かかる提案を受け入れることとしました。

本スキームは、40円(株式併合前である現時点における0.4円相当)の転換価額により当社普通株式を取得することのできる取得請求権の付されたA種種類株式を取得することのできる第18回新株予約権と、普通株式を対価とする取得請求権の付されていない第19回新株予約権を組み合わせたものです。このうち第18回新株予約権は実質的には行使価額40円(株式併合前である現時点における0.4円相当)の当社普通株式を対象とした新株予約権に近いものであり、かかる行使価額は現在の当社株価水準と比較すると大幅なディスカウントとなります。しかしながら割当予定先から、当社の財務状況及び本資金調達をもたらす既存株式の大規模な希薄化の可能性による当社株価の下落リスクを考慮すると、当社が必要とする資金を調達できるだけの数の第18回新株予約権を行使できるようにするためには、A種種類株式の転換価額は40円が上限であるとの説明を受けております。40円という価額については、現在の当社の財政状況及び直近数年間の業績の推移などを総合的に検討した結果、判断したものであるとのことです。

当社取締役会としても、現在の状況を考慮すると、本資金調達以上の金額を他の方法で調

達することは難しいと判断しました。なお、上記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由（4）他の資金調達方法」のとおり、本資金調達以外の資金調達方法についても検討いたしましたが、公募増資、株主割当増資、新株予約権無償割当による増資（ライツ・イシュー）及び新株式の第三者割当についてはいずれも現実的に実現可能性がなく、新株予約権社債については当社が必要とする資金を十分に調達できる提案を受けなかったこと、借入れ・社債による資金調達については、財務健全性がさらに低下する上、貸し手を見つけるのが困難であることを理由として、本資金調達を実施する判断にいたりしました。

第18回新株予約権の目的であるA種種類株式の転換価額40円（株式併合前である現時点における0.4円相当）は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2023年11月28日）における当社普通株式の終値2円に対して80.00%（小数第2位以下を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算について同様に計算しております。）のディスカウント、同直前取引日までの直近1カ月間の当社普通株式の終値の平均値2.05円（小数第3位以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対して80.47%のディスカウント、同直近3カ月間の当社普通株式の終値の平均値2.23円に対して82.03%のディスカウント、同直近6カ月間の当社普通株式の終値の平均値2.35円に対して82.97%のディスカウントであり、かかる転換価額のA種種類株式を取得できる第18回新株予約権の発行価額1円（A種種類株式1株あたり1円）は、割当予定先に特に有利な金額に該当する可能性が高いものと判断しております。

また、第19回新株予約権の目的であるB種種類株式についても、普通株式を対価とする取得請求権は付されていないものの金銭を対価とする取得請求権が付されており、かかる種類株式の評価額の算定が困難であることに鑑みると第19回新株予約権の発行価額1円（B種種類株式1株あたり1円）は、割当予定先に特に有利な金額に該当する可能性を否定できないものと判断しております。

割当予定先からは現在の当社の状況を考慮すると、かかる払込金額が引受の条件である旨の説明を受け、当社としても、本スキームが現在の当社にとって唯一かつ最善の手段であると考えているため、合理性があるものと判断し、既存株主の皆様へお諮りすることと致しました。

定時総会の決議に諮るに先立ち、本新株予約権について第三者評価機関からの評価書を取得することも検討いたしましたが、本第三者割当は、株主総会特別決議を経た有利発行とする予定であり、評価書を取得したとしても、払込金額は評価金額と無関係に決定される予定です。そのため、参考とすることのみを目的として、コストをかけて評価書を取得することは合理的でないと判断しました。さらに、本新株予約権は取得請求権の付された複雑な種類株式を目的とするものであるため、通常の普通株式を目的とする新株予約権のように評価方法が確立しておらず、評価書を取得したとしても算定された評価金額がどれだけ信頼できるか疑問があります。このため、第三者評価機関からの評価書を取得することなく、本定時株主総会にて、本資金調達の必要性及び相当性について既存株主の皆様には十分な説明を行ったうえで、既存株式の大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認を得て本新株予約権を発行することといたしました。

本定時株主総会においては、割当予定先から本資金調達実施の条件の1つとして要請された当社普通株式100株を1株に併合する株式併合についても決議される予定です。割当予定先が当該株式併合を本資金調達の条件とし、当社がそれを受け入れることとした理由は、取引所における当社株式の株価が2円近辺で推移しており、株式併合を行わない場合には、第18回新株予約権の行使価額を設定可能な下限の金額である1円に設定してもなお本資金調達による希薄化により株価がさらに下落し第18回新株予約権の行使が全く進まない可能性があることから、株式併合により株価を引き上げ、株価が現状の水準から一定程度下落してもなお第18回新株予約権の行使が期待できるようにするためです。

当社は現在、収益構造の欠陥を改善し抜本的な構造改革を完遂するため、大規模な資本増強が必要な状況にあります。割当予定先は、2019年4月に株式発行プログラム設定契約を締結して複数回にわたり株式を発行して以降、継続的に当社の資金調達を引き受けており、現時点でも当社が短期の運転資金調達のために発行した無担保社債を保有しております。またこれまで当社は割当予定先以外にも複数の割当予定先候補者と協議をしたものの、かかる大規模な金額の増資を引き受けていただける候補者は他に見つかりませんでした。当社としては、本資金調達によって既存株主の皆様にご迷惑をお掛けすることを十分に認識し、全霊をもって当社の構造改革を完遂すべく、株主の皆様のご理解をお願いするものであ

ります。

(2) 発行数量及び既存株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

第18回新株予約権の目的であるA種種類株式には転換価額40円（株式併合前である現時点における0.4円相当）をもって当社普通株式を対価とする取得請求権が付与されており、同請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。なお、第19回新株予約権の目的であるB種種類株式には普通株式を対価とする取得請求権及び取得条項は付されておきませんので、既存株式の皆様に対し希薄化の影響が生じることはありません。

第18回新株予約権の行使により発行されるA種種類株式の全てについて転換価額40円をもって当社普通株式に転換された場合に交付される当社普通株式数20,470,000株（株式併合前である現時点における2,047,000,000株、議決権ベースで20,470,000個）は、2023年10月18日現在の当社発行済株式総数である694,527,658株（議決権数6,943,791個）に対して294.73%（議決権総数に対し294.80%）（小数第3位を四捨五入）にあたります。

したがって、既存株式の希薄化率が25%以上となることを見込まれることから、取引所の有価証券上場規程に基づき、本定時株主総会にて株主の皆様ご意思確認手続を取らせていただくことといたしました。

なお、第18回新株予約権の行使により新たに発行されるA種種類株式が転換されることにより交付される予定の最大株式数と、直近6か月間の一日あたりの平均出来高5,687,761株と比較した場合、当該平均出来高は、当該最大交付株式数20,470,000株（潜在株式を含む。）の359.90%（小数第3位を四捨五入）程度であります。

本資金調達には、既存株式の大規模な希薄化を伴い、短期的には流通株式の増加による株価の下落等、既存株主の皆様にも多大なる不利益を与えることとなりますが、当社は、収益構造の欠陥を改善し抜本的な構造改革を完遂するためには現時点で最大限調達可能な資金を調達する必要があり、これ以外に手段がないと判断しております。

また、割当予定先の保有方針は、後述のとおり、純投資とのことであり、株価や市場動向により第18回新株予約権の行使により取得するA種種類株式を転換して交付される当社普通株式を売却する可能性があるとのことです。割当予定先が当該当社普通株式を市場で売却した場合、当社の株価に影響を与え、既存株主様の利益を損なう可能性があります。

7. 割当予定先の選定理由等

(1) 割当予定先の概要

(a) 名 称	EVO FUND (エボ ファンド)
(b) 所 在 地	c/o Intertrust Corporate Services (Cayman) Limited One Nexus Way, Camana Bay, Grand Cayman KY1-9005, Cayman Islands
(c) 設 立 根 拠 等	ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社
(d) 組 成 目 的	投資目的
(e) 組 成 日	2006年12月
(f) 出 資 の 総 額	払込資本金：1米ドル（約151円） 純資産：約67百万ドル（約10,094百万円） （円換算額は、東京三菱UFJ銀行が2023年11月15日発表のTTMレート1米ドル=150.66円によります。）
(g) 出 資 者 ・ 出 資 比 率 ・ 出 資 者 の 概 要	議決権：100% Evolution Japan Group Holding Inc. (Evolution Japan Group Holding Inc.の議決権は間接的に100%マイケル・ラーチが保有)
(h) 代 表 者 の	代表取締役 マイケル・ラーチ

役 職 ・ 氏 名	代表取締役 リチャード・チゾム	
(i) 国内代理人の概要	名称	EVOLUTION JAPAN 証券株式会社
	所在地	東京都千代田区紀尾井町4番1号
	代表者の役職・氏名	代表取締役社長 ショーン・ローソン
	事業内容	金融商品取引業
	資本金	9億9,405万8,875円
(j) 上場会社と当該ファンドとの間の関係	当社と当該ファンドとの間の関係	割当予定先は、当社株式44,901,177株、及び第16回新株予約権2,525,000個（潜在株式数252,500,000株）を保有しています（2023年10月12日時点）。
	当社と当該ファンド代表者との間の関係	該当事項はありません。
	当社と国内代理人との間の関係	国内代理人の社員である水野陽太氏は当社の社外取締役です。

(注) 割当予定先の概要の欄は、別途記載のある場合を除き、2023年8月31日現在におけるものです。

当社は、EJSにより紹介された割当予定先並びに間接にその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について、反社会的勢力等と何らかの関係を有していないかを、過去の新聞記事やWEB等のメディア掲載情報を検索することにより、割当予定先が反社会的勢力でない旨を確認いたしました。また、割当予定先からは、反社会的勢力との間において一切の関係がない旨の誓約書の提出を受けております。

さらに慎重を期すため、企業調査、信用調査を始めとする各種調査を専門とする第三者調査機関である株式会社TMR（東京都千代田区神田錦町1-19-1 神田橋パークビル6階 代表取締役 高橋 新治）に割当予定先並びに直接及び間接の持分を合算してその100%を出資しており、かつ役員であるマイケル・ラーチ氏、及び割当予定先の役員であるリチャード・チゾム氏について調査を依頼しました。そして、同社の保有するデータベースとの照合等による調査を行った結果、2023年11月16日、割当予定先、その出資者及び役員に関する反社会的勢力等の関与事実がない旨の報告書を受領いたしました。

以上から総合的に判断し、当社は、割当予定先、その出資者及び役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

当社は、2019年4月に株式発行プログラム設定契約を締結して複数回にわたり株式を発行して以降、複数回にわたりEVO FUNDを割当先とした資金調達を行ってまいりました。また、直近では、前回資金調達として2023年2月17日にEVO FUNDを割当予定先として本既存新株予約権及び第17回新株予約権を発行いたしました。また2022年12月以降は、当社の資金繰りを支えるために複数回にわたり無担保社債を引き受けており、現在でも150百万円の当社無担保社債を保有しております。

上記のとおり、EVO FUNDから継続的に資金調達を実施してはきましたが、2023年10月上旬に前回資金調達をアレンジしたEJSから、当社の財務体質を抜本的に立て直す手段として本既存新株予約権を取得及び消却し本新株予約権を発行する資金調達手段である本スキームの提案を受け、同時に割当予定先の提案を受けました。かかる割当予定先については、上述のとおり当社の過去の資金調達に関する複数の実績をもつことから妥当であると判断し、2023年10月中旬より本格的に検討を開始し、10月下旬に割当予定先として選定いたしました。

割当予定先は、上場株式への投資を目的として2006年12月に設立されたファンド（ケイマン諸島法に基づく免税有限責任会社）であります。これまでの投資実績として、第三者割当

の手法を用いて、割り当てられた新株予約権の全てを行使し、上場会社の資金調達に寄与した案件が複数あります。割当予定先である EVO FUND は、マイケル・ラーチ以外の出資者はおらず、割当予定先の運用資金は取引先であるプライム・ブローカーからの短期的な借入を除き、全額自己資金であります。

割当予定先の関連会社である EJS が、関連企業の買受けの斡旋業の一環として今回の資金調達のアレンジ業務を担当しました。EJS は英国領ヴァージン諸島に所在するタイガー・イン・エンタープライズ・リミテッド (Craigmuir Chambers, PO Box 71, Road Town, Tortola VG1110, British Virgin Islands 代表取締役 マイケル・ラーチ、リチャード・チゾム) の 100%子会社であります。

(注) 本新株予約権に係る割当では、日本証券業協会会員である EJS の斡旋を受けて、割当予定先に対して行われるものであり、日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」(自主規制規則)の適用を受けて募集が行われるものです。

(3) 割当予定先の保有方針

割当予定先である EVO FUND は、純投資を目的としており、本新株予約権の行使により取得する当社種類株式及び A 種類株式の転換により取得する普通株式を原則として長期間保有する意思を有しておらず、出資者に対する運用責任を遂行する立場から、保有先の株価推移により適宜判断の上、A 種類株式の転換により交付を受けることとなる当社普通株式につきましては、基本的にマーケットへの影響を勘案しながら市場内で売却するものの、ブロックトレード相手が見つかった場合には市場外で直接売却していく方針である旨を口頭にて確認しております。A 種類株式の普通株式への転換については、普通株式の売却可能性と、その時点で割当予定先が保有する議決権数を考慮し、決定するものと聞いております。なお、割当予定先より、A 種類株式を転換した場合には取得する普通株式を原則として直ちに売却する予定であるものの、転換については当社株価の推移や流動性を勘案しつつ一括ではなく分割して行う可能性があるかと聞いております。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

割当予定先である EVO FUND の保有財産の裏付けとなる複数のプライム・ブローカーの 2023 年 9 月 29 日時点における現金・有価証券等の資産から借入れ等の負債を控除した純資産の残高報告書を確認しており、本新株予約権の割当日において本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金は充分であると判断しております。

なお、本新株予約権の行使にあたっては、割当予定先は、基本的に新株予約権の行使を行い、行使により取得した A 種類株式を転換して取得する当社普通株式又は下記「(5)株券貸借に関する契約」に記載の株式貸借契約に基づいて借り受けた当社株式を売却することにより資金を回収するという行為を繰り返して行うことが予定されているため、一時に大量の資金が必要になることはないことから、割当予定先は本新株予約権の行使にあっても十分な資金を有していると判断しております。

また、割当予定先は、現在、当社以外にも複数社の新株予約権を引き受けているものの、上述のとおり、行使及び売却を繰り返して行うことが予定されているため、一時点において必要となる資金は多額ではなく、それらを合算した金額を割当予定先の純資産残高から控除した上でなお、本新株予約権の払込金額(発行価額)の総額の払込み及び本新株予約権の行使に要する資金としては充分であると判断しております。

(5) 株券貸借に関する契約

本新株予約権の発行に伴い、当社株主であり、かつ当社役員である藤岡毅氏、当社株主である藤岡浩氏並びに株式会社エス・エス・ディは、その保有する当社普通株式の一部について EVO FUND への貸株を行う予定です(契約期間:2023 年 12 月頃~2025 年 12 月 29 日、貸借株数:最大 3,800,000 株(貸付約定日及び貸借株数はおって確定)、貸借料:年率 1.0%、担保:無し)。

割当予定先は、第 18 回新株予約権の行使により取得する A 種類株式を転換して取得する当社普通株式の数量の範囲内で、ヘッジ目的で行う売付け以外の目的のために売却その他処分しないものとする旨、上記貸主との貸株契約書にて定めております。

8. 第三者割当後の大株主及び持株比率

① 普通株式

株主名	持株比率 (%)
EVO FUND (常任代理人 EVOLUTION JAPAN 証券株式会社)	6.46
BNP PARIBAS LONDON BRANCH FOR PRIME BROKERAGE CLEARANCE ACC FOR THIRD PARTY (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	4.42
株式会社 SBI 証券	2.69
楽天証券株式会社	2.57
松井証券株式会社	1.14
藤井 和也	0.86
平野 源三	0.77
岡田 教男	0.70
中澤 和光	0.61
大原 洋子	0.55

(注) 1. 「持株比率」は、2023年9月30日時点の株主名簿に本日までに当社が確認できた大量保有報告書の内容を加味して記載しております。

2. 割当予定先の本新株予約権の保有目的は投資目的とのことであり、割当予定先は、第18回新株予約権の行使により取得したA種種類株式を転換して取得する当社普通株式を売却する方針であるとのことです。したがって、割当予定先によるA種種類株式転換後の当社普通株式の長期保有は約されておきませんので、募集後の「大株主及び持株比率」の記載はしていません。

3. 「持株比率」は、小数点第3位を四捨五入しております。

② A種種類株式

募集前	募集後	
	株主名	持株比率 (%)
該当なし	EVO FUND	100

(注) 割当予定先であるEVO FUNDの募集後の持株比率は、割当予定先が第18回新株予約権の行使により取得する当社A種種類株式を全て保有した場合の割合となります。

③ B種種類株式

募集前	募集後	
	株主名	持株比率 (%)
該当なし	EVO FUND	100

(注) 割当予定先であるEVO FUNDの募集後の持株比率は、割当予定先が第19回新株予約権の行使により取得する当社B種種類株式を全て保有した場合の割合となります。

9. 今後の見通し

本新株予約権の発行及び行使により調達した資金を、上記「4. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期 (2) 調達する資金の具体的な使途」に記載の使途に充当することによって、当面の運転資金の確保にとどまらず、当社の資金調達手段を抜本的に改善し、強化された財務体質のもとで構造改革を完遂し当社の事業の発展のために資金を投じることができると考えております。

なお、同項目に記載のとおり、資金調達額や調達時期は本新株予約権の行使状況により決定されます。当社は、実際の行使状況を踏まえてそれぞれの使途毎に支出金額・時期を決めていく方

針であり、今期に支出する結果、今期業績予想の見直しが必要となった場合には速やかにその旨を開示する予定です。

10. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本資金調達は、既存株式の希薄化率が25%以上であることから、取引所の定める有価証券上場規程に定める独立第三者からの意見入手又は株主の意思確認手続きを要します。つきましては、2023年12月28日開催予定の本定時株主総会に付議する本件に関する議案の中で、本資金調達の必要性及び相当性につきご説明した上で、当該議案が承認されることをもって、株主の皆様方の意思確認をさせていただきたくといたします。

11. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

決算期	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
売上高(千円)	3,735,813	3,329,122	2,007,985
営業利益(千円)	△1,052,595	△853,643	△1,239,900
経常利益(千円)	△1,095,281	△892,776	△1,263,664
当期純利益(千円)	△1,240,234	△937,291	△1,331,924
1株あたり連結当期純利益(円)	△15.57	△7.13	△6.99
1株あたり配当金(円)	0.00	0.00	0.00
1株あたり連結純資産額(円)	13.46	11.20	5.49

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	694,527,658株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	252,500,000株	36.36%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	2020年9月期	2021年9月期	2022年9月期
始 値	44円	29円	20円
高 値	78円	45円	21円
安 値	16円	17円	8円
終 値	28円	20円	9円

② 最近6か月間の状況

	2023年 6月	7月	8月	9月	10月	11月
始 値	3円	2円	2円	3円	3円	2円
高 値	4円	3円	3円	3円	3円	3円
安 値	2円	2円	1円	2円	2円	2円
終 値	2円	2円	2円	2円	2円	2円

(注) 2023年11月の状況につきましては、2023年11月28日現在で表示しております。

③ 発行決議日前営業日における株価

	2023年11月28日
始 値	2円
高 値	3円
安 値	2円
終 値	2円

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払 込 期 日	2020年12月7日
調 達 資 金 の 額	600,000,000円
転 換 価 額	<p>当初転換価額 29円</p> <p>(1) 本新株予約権付社債の転換価額は、本社債に付された新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日においての取引所が発表する当社普通株式の普通取引の売買加重平均価格 (VWAP) の91%に相当する金額 (0.1円未満の端数切り捨て) が、当該効力発生日の直前に有効な転換価額を0.1円以上上回る場合又は下回る場合には、当該効力発生日以降、上記91%に相当する金額 (0.1円未満の端数切り捨て) に修正されます。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が15.5円 (以下「下限転換価額」といいます。) を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。</p>
募 集 時 に お け る 発 行 済 株 式 数	99,999,581株
割 当 先	EVO FUND
当 該 募 集 に よ る 潜 在 株 式 数	<p>当初潜在株式数：20,689,640株 (新株予約権1個につき517,241株)</p> <p>(1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額で転換された場合における交付株式数です。</p> <p>(2) 上限転換価額はありません。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、38,709,640株 (新株予約権1個につき961,741株) です。</p>
現 時 点 に お け る 転 換 状 況 (行 使 状 況)	26,701,465株
現 時 点 に お け る 潜 在 株 式 数	0株

発行時における 当初の資金使途 (③と④の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (685百万円) 2 (その他) ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用 (165百万円) 3 (家電事業) 新製品開発及び生産資金 (390百万円) 4 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資 (651百万円)
発行時における 支出予定時期	2020年12月～2022年11月
現時点における 充 当 状 況 (③と④の合計)	1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (548百万円) 2 (その他) ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用 (132百万円) 3 (家電事業) 新製品開発及び生産資金 (312百万円) 4 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資 (150百万円)

- (注) 1. 「①第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「②第三者割当による第11回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。もっとも、発行決議の時点以降の株価の推移により第11回新株予約権の行使価額が減少したことに伴って、実際に調達された資金調達の総額がこれに満たなかったことから、当社は、資金使途の変更を行っており、最終的に充当された資金使途ごとの内訳は、「現時点における充当状況」欄に記載のとおりとなっております。

② 第三者割当による第11回新株予約権の発行

割 当 日	2020年12月7日
発行新株予約権数	450,000個
発行価額	総額1,350,000円 (新株予約権1個あたり3円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	1,306,350,000円
割 当 先	EVO FUND

募集時における 発行済株式数	99,999,581株
当該募集による 潜在株式数	45,000,000株
現時点における 行使状況	45,000,000株（残新株予約権数0個）
現時点における 調達した資金の額 （差引手取概算額）	914,698,281 円 ※ 931,964,000 円 - 発行諸費用実費 (17,265,719 円)
発行時における 当初の資金使途 （③と④の合計）	<ol style="list-style-type: none"> 1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (685百万円) 2 (その他) ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用 (165百万円) 3 (家電事業) 新製品開発及び生産資金 (390百万円) 4 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資 (651百万円)
発行時における 支出予定時期	2020年12月～2022年11月
現時点における 充当状況 （③と④の合計）	<ol style="list-style-type: none"> 1 (AV関連事業) 製品開発資金及び仕入れ資金等の運転資金 (548百万円) 2 (その他) ブランディング及びマーケティングプロモーション関連費用 (132百万円) 3 (家電事業) 新製品開発及び生産資金 (312百万円) 4 (その他) EC事業、インバウンド関連事業、デジタルマーケティング事業、クラウドソフトウェア開発事業に係るM&A費用、各事業に関連する人件費及び各事業に関連する投融資 (150百万円)

- (注) 1. 「①第三者割当による第2回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「②第三者割当による第11回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。もっとも、発行決議の時点以降の株価の推移により第11回新株予約権の行使価額が減少したことに伴って、実際に調達された資金調達の総額がこれに満たなかったことから、当社は、資金使途の変更を行っており、最終的に充当された資金使途ごとの内訳は、「現時点における充当状況」欄に記載のとおりとなっております。

③ 第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2022年4月4日
調達資金の額	500,000,000円
転換価額	<p>当初転換価額 15.8円</p> <p>(1) 本新株予約権付社債の転換価額は、2022年4月5日に初回の修正がされ、以後5VWAP発表日（株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）が、取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下「VWAP」といいます。）を発表した日をいいます。以下同じ。）が経過する毎に修正されます。本条項に基づき転換価額が修正される場合、転換価額は、(a)初回の修正においては、2022年4月5日に、2022年3月29日（当日を含む。）から2022年4月4日（当日を含む。）までの期間内の各VWAP発表日において取引所が発表するVWAPの単純平均値の93%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額に修正され、(b)2回目以降の修正においては、直前に転換価額が修正された日（当日がVWAP発表日である場合には当日を含み、VWAP発表日でない場合には当日を含みません。）から起算して5VWAP発表日目の日の翌取引日（取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。）（以下「修正日」といいます。）に、修正日に先立つ5連続VWAP発表日の各VWAP発表日において取引所が発表するVWAPの単純平均値の93%に相当する金額の0.1円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。なお、本新株予約権付社債の発行要項第12項(4)⑤の規定に基づく転換価額の調整の原因となる事由が発生した場合には、各VWAP発表日において取引所が発表するVWAPは当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が下限転</p>

	換価額を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。
募集時における発行済株式数	171,701,046株
割当先	EVO FUND
当該募集による潜在株式数	当初潜在株式数：31,645,560株（新株予約権1個につき791,139株） (1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額である15.8円で転換された場合における交付株式数です。 (2) 上限転換価額はありません。 (3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、58,823,520株（新株予約権1個につき1,470,588株）です。
現時点における転換状況（行使状況）	43,985,434株
現時点における潜在株式数	0株
発行時における当初の資金使途（⑤と⑥の合計）	1 (AV関連事業) AV関連事業に係る製品開発及び生産（765百万円） 2 (家電事業) 家電事業に係る製品開発資金及び生産（574百万円） 3 (家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（96百万円） 4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用（287百万円） 5 (AV関連事業) AI関連サービス開発（190百万円）
発行時における支出予定時期	2022年4月～2023年9月
現時点における充当状況（⑤と⑥の合計）	1 (AV関連事業) AV関連事業に係る製品開発及び生産（216百万円） 2 (家電事業) 家電事業に係る製品開発資金及び生産（243百万円） 3 (家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（80百万円） 4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用（150百万円） 5 (AV関連事業) AI関連サービス開発（0百万円）

- (注) 1. 「③第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「④第三者割当による第12回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。

④ 第三者割当による第12回新株予約権の発行

割 当 日	2022年4月4日
発行新株予約権数	900,000個
発行価額	総額1,800,000円（新株予約権1個あたり2円）
発行時における調達予定資金の額（差引手取概算額）	1,423,800,000円
割 当 先	EVO FUND
募集時における発行済株式数	171,701,046株
当該募集による潜在株式数	90,000,000株
現時点における行使状況	20,300,000株（残新株予約権数679,000個）
現時点における調達した資金の額（差引手取概算額）	171,213,604円 ※181,366,000円－発行諸費用実費（10,152,396円）
発行時における当初の資金使途（⑤と⑥の合計）	<ol style="list-style-type: none"> 1 （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産（765百万円） 2 （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産（574百万円） 3 （家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（96百万円） 4 （AV関連事業）IoT関連新製品の開発及び生産費用（287百万円） 5 （AV関連事業）AI関連サービス開発（190百万円）
発行時における支出予定時期	2022年4月～2023年9月
現時点における充 当 状 況（⑤と⑥の合計）	<ol style="list-style-type: none"> 1 （AV関連事業）AV関連事業に係る製品開発及び生産（216百万円） 2 （家電事業）家電事業に係る製品開発資金及び生産（243百万円） 3 （家電事業）家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（80百万円）

	4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (150百万円)
	5 (AV関連事業) AI関連サービス開発 (0百万円)

- (注) 1. 「③第三者割当による第3回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「④第三者割当による第12回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。
3. 第12回新株予約権 679,000個 (67,900,000株) については、行使未了となっております。2022年10月28日付の第12回新株予約権の取得及び消却により新株予約権による資金充当がなくなるところ、その資金使途として予定していた「(AV関連事業) AV関連事業に係る製品開発及び生産」、「(家電事業) 家電事業に係る製品開発資金及び生産」、「(家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用」、「(AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用」及び「(AV関連事業) AI関連サービス開発」への未充当分については、手元資金の活用及び今回の資金調達により充当する予定です。

⑤ 第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行

払込期日	2022年10月31日
調達資金の額	250,000,000円
転換価額	<p>当初転換価額 9.3円</p> <p>(1) 本新株予約権付社債の転換価額は、2022年11月1日に初回の修正がされ、以後5 VWAP 発表日 (株式会社東京証券取引所 (以下「取引所」といいます。)) が、取引所における当社普通株式の普通取引の売買高加重平均価格 (以下「VWAP」といいます。) を発表した日をいいます。以下同じ。) が経過する毎に修正されます。本条項に基づき転換価額が修正される場合、転換価額は、(a) 初回の修正においては、2022年11月1日に、2022年10月25日 (当日を含む。) から2022年10月31日 (当日を含む。) までの期間内の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93.5% に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額に修正され、(b) 2回目以降の修正においては、直前に転換価額が修正された日 (当日が VWAP 発表日である場合には当日を含み、VWAP 発表日でない場合には当日を含みません。) から起算して5 VWAP 発表日目の日の翌取引日 (取引所において売買立会が行われる日をいいます。以下同じ。) (以下「修正日」といいます。) に、修正日に先立つ5連続 VWAP 発</p>

	<p>表日の各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP の単純平均値の 93.5%に相当する金額の 0.1 円未満の端数を切り捨てた額に修正されます。なお、本新株予約権付社債の発行要項第 12 項(4)⑤の規定に基づく転換価額の調整の原因となる事由が発生した場合には、各 VWAP 発表日において取引所が発表する VWAP は当該事由を勘案して調整されます。</p> <p>(2) 上記(1)にかかわらず、上記(1)に基づく修正後の転換価額が下限転換価額を下回ることとなる場合には、転換価額は下限転換価額とします。</p>
募集時における発行済株式数	237,786,480 株
割当先	EVO FUND
当該募集による潜在株式数	<p>当初潜在株式数：26,881,720 株（新株予約権 1 個につき 672,043 株）</p> <p>(1) 上記潜在株式数は、本新株予約権付社債が全て当初転換価額である 9.3 円で転換された場合における交付株式数です。</p> <p>(2) 上限転換価額はありません。</p> <p>(3) 本新株予約権付社債が全て下限転換価額で転換された場合における最大交付株式数は、50,000,000 株（新株予約権 1 個につき 1,250,000 株）です。</p>
現時点における転換状況（行使状況）	額面：112,500,000 円（14,800,242 株）（2023 年 1 月 17 日現在）
現時点における潜在株式数	額面：137,500,000 円（2023 年 1 月 17 日の転換価額（6.2 円）で転換されたと仮定すると 22,177,419 株、下限転換価額（5 円）で転換されたと仮定すると 27,500,000 株）
発行時における当初の資金使途（⑦と⑧の合計）	<p>1 (AV関連事業) AV関連事業に係る製品開発及び生産（404百万円）</p> <p>2 (家電事業) 家電事業に係る製品開発資金及び生産（303百万円）</p> <p>3 (家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用（51百万円）</p> <p>4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用（152百万円）</p> <p>5 (AV関連事業) AI関連サービス開発（78百万円）</p>
発行時における支出予定時期	2022 年 10 月～2023 年 9 月
現時点における充当状況（⑦と⑧の合計）	<p>1 (AV関連事業) AV関連事業に係る製品開発及び生産（101百万円）</p> <p>2 (家電事業) 家電事業に係る製品開発資金及び生産（100百万円）</p>

	3 (家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用 (0百万円)
	4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (49百万円)
	5 (AV関連事業) AI関連サービス開発 (0百万円)

(注) 1. 「⑤第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「⑥第三者割当による第15回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。

2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。

⑥ 第三者割当による第15回新株予約権の発行

割 当 日	2022年10月31日
発行新株予約権数	806,451個
発行価額	総額645,161円 (新株予約権1個あたり0.8円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	750,644,591円
割 当 先	EVO FUND
募集時における発行済株式数	237,786,480株
当該募集による潜在株式数	80,645,100株
現時点における行使状況	0株 (残新株予約権数806,451個)
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	新株予約権の行使が進んでいないため、調達はできておりません。
発行時における当初の資金使途 (⑦と⑧の合計)	1 (AV関連事業) AV関連事業に係る製品開発及び生産 (404百万円) 2 (家電事業) 家電事業に係る製品開発資金及び生産 (303百万円) 3 (家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用 (51百万円) 4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (152百万円) 5 (AV関連事業) AI関連サービス開発 (78百万円)

発行時における 支出予定時期	2022年10月～2023年9月
現時点における 充 当 状 況 (⑦と⑧の合計)	1 (AV関連事業) AV関連事業に係る製品開発及び生産(0百万円) 2 (家電事業) 家電事業に係る製品開発資金及び生産(0百万円) 3 (家電事業) 家電事業に係るブランディング及びマーケティング費用(0百万円) 4 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用(0百万円) 5 (AV関連事業) AI関連サービス開発(0百万円)

- (注) 1. 「⑤第三者割当による第4回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行」及び「⑥第三者割当による第15回新株予約権の発行」は、同日付で決議されております。
2. 「発行時における当初の資金使途」欄には、発行決議の時点における当社の株価の状況を踏まえて調達されることが想定された資金調達の総額に基づく資金使途ごとの内訳が記載されております。

⑦ 第三者割当による第16回新株予約権の発行

割 当 日	2023年2月17日
発行新株予約権数	第16回新株予約権：2,850,000個
発行価額	総額28,500円(新株予約権1個あたり0.01円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	556,778,500円
割 当 先	EVO FUND
募集時における 発行済株式数	252,586,722株
当該募集による 潜在株式数	285,000,000株
現時点における 行使状況	32,500,000株(残新株予約権数2,525,000個)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	56,597,491円(65,003,250円-8,405,759円(発行諸費用按分考慮済))
発行時における 当初の資金使途	1 (AV関連事業) AV関連事業の構造改革費用(280百万円)

(⑦ と ⑧ の 合 計)	2 (家電事業) 家電事業製品に係る開発及び生産費用 (340百万円) 3 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (53百万円) 4 運転資金 (255百万円)
発行時における 支出予定時期	1 2023年2月～2023年8月 2 2023年2月～2023年9月 3 2023年2月～2023年9月 4 2023年2月～2025年2月
現時点における 充 当 状 況 (⑦ と ⑧ の 合 計)	1 (AV関連事業) AV関連事業の構造改革費用 (180百万円) 2 (家電事業) 家電事業製品に係る開発及び生産費用 (118百万円) 3 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (53百万円) 4 運転資金 (80百万円)

⑧ 第三者割当による第17回新株予約権の発行

割 当 日	2023年2月17日
発行新株予約権数	第17回新株予約権：3,850,000個
発行価額	総額38,500円 (新株予約権1個あたり0.01円)
発行時における 調達予定資金の額 (差引手取概算額)	371,788,500円
割 当 先	EVO FUND
募集時における 発行済株式数	252,586,722株
当該募集による 潜在株式数	385,000,000株
現時点における 行使状況	285,000,000株 (残新株予約権数0個)
現時点における 調達した資金の額 (差引手取概算額)	374,873,579円 (385,038,500円-10,164,921円)
発行時における 当初の資金用途	1 (AV関連事業) AV関連事業の構造改革費用 (280百万円)

(⑦ と ⑧ の 合 計)	2 (家電事業) 家電事業製品に係る開発及び生産費用 (340百万円)
	3 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (53百万円)
	4 運転資金 (255百万円)
発 行 時 に お け る 支 出 予 定 時 期	1 2023年2月～2023年8月
	2 2023年2月～2023年9月
	3 2023年2月～2023年9月
	4 2023年2月～2025年2月
現 時 点 に お け る 充 当 状 況 (⑦ と ⑧ の 合 計)	1 (AV関連事業) AV関連事業の構造改革費用 (180百万円)
	2 (家電事業) 家電事業製品に係る開発及び生産費用 (118百万円)
	3 (AV関連事業) IoT関連新製品の開発及び生産費用 (53百万円)
	4 運転資金 (80百万円)

II. 株式の併合

1. 株式併合の目的

上記のとおり、当社は、割当予定先に対して本新株予約権を発行したいと考えており、割当予定先が、当社の発行済普通株式について100株を1株に併合する株式併合（以下「本株式併合」といいます。）を本新株予約権の発行・引受条件として提示したため、本定時株主総会において株主の皆様からのご承認を得ることを前提として、当該株式併合を実施することといたしました。

「I. 第三者割当による第18回新株予約権及び第19回新株予約権の発行 5. 資金使途の合理性に関する考え方」に記載のとおり、本資金調達には当社の収益性を改善し、継続企業としての価値を向上させるために必須のものと考えております。本資金調達を実現するために、割当先から本株式併合を条件として提示されたことを受けて、当社は、本資金調達を実施することによるメリットに加えて、下記の事情及び本株式併合により株式管理コストの削減効果約38百万円を得られることと、本株式併合に要するコスト約105百万円、及び本株式併合によって現時点の株主様の8割以上が議決権又は株主の地位を失うこととなることを総合考慮した結果、本株式併合の条件に応じて本資金調達を実施することが、現時点での当社にとって最も望ましい資金調達と判断しました。

現在の当社の株価水準のままの場合、株価の変動があった場合、1円単位での変動によっても、株主様に与える影響が大きいことから、本株式併合によってその影響が少なくなるようにし、また、望ましい投資単位に近づけ、投資対象としてより魅力的にすることが目的の

一つです。

また、本株式併合を行わなかった場合、A 種種類株式から普通株式への転換価額は 0.4 円に設定されることとなり、当社普通株式の最低取引価格である 1 円を大きく下回る転換価額が残ってしまい、市場が本資金調達に伴い生じ得る負の影響を吸収できないことが懸念されます。加えて、例えば 10 株を 1 株にする株式併合など、併合割合を抑えた株式併合を行った場合は、A 種種類株式から普通株式への転換価額は 4 円に設定されることとなり、当社株価が大幅に下落した場合には、現在の状況と同様に当社株価が 1 円から 2 円で推移し、株価変動の影響が強すぎる状態に戻るおそれも否定できず、株式併合による効果が十分に上がらない可能性も否定できないことが懸念されます。これらの事情を考慮し、本件株式併合を実施することといたしました。

なお、全国証券取引所では、全ての国内上場会社株式の売買単位が 100 株に統一されていることから、単元株式数は現状の 100 株のまま変更しないものといたします。

2. 株式併合の内容

① 併合する株式の種類	普通株式
② 併合の割合	2023 年 12 月 28 日の最終の株主名簿に記載された株主様のご所有株式数 100 株につき 1 株の割合で併合いたします。
③ 効力発生日	2023 年 12 月 29 日

3. 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数 (2023 年 10 月 31 日現在)	694,527,658 株
株式併合により減少する株式数	687,582,382 株
株式併合後の発行済株式総数	6,945,276 株

(注)「株式併合により減少する株式数」および「株式併合後の発行済株式総数」は、株式併合前の発行済株式総数および株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

4. 株式併合の効力発生後の発行可能株式総数

効力発生日前の発行可能株式総数 (2023 年 10 月 31 日現在)	1,010,000,000 株
効力発生日における発行可能株式総数	27,781,104 株

(注) 効力発生日における発行可能株式総数は、本定時株主総会に付議する定款の一部変更が承認可決された場合のものを記載しております。

5. 株式併合により減少する株主数

2023 年 9 月 30 日現在の株主名簿を前提とした株主構成は次のとおりです。

	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
総株主数	※ 1 45,852 名	661,908,946 株

		(100.00%)	(100.00%)
100株未満所有株主	※2	1,436名 (3.13%)	18,856株 (0.00%)
100株以上10,000株未満所有株主	※3	36,901名 (80.48%)	38,582,880株 (5.83%)
10,000株以上所有株主		7,515名 (16.39%)	623,307,210株 (94.17%)

※1 自己株式118,712株、1名は控除しております。

※2 上記の株主構成を前提として株式併合を行った場合、100株未満の株式をご所有の株主様1,436名は株主の地位を失うこととなります。

※3 保有株式100株以上10,000株未満の株主様36,901名は単元未満株式の保有者となり、取引所市場における売買機会および株主総会における議決権を失うこととなります。
なお、単元未満株式をご所有の株主様は、会社法第194条及び定款の規定に基づき、株主様をご所有の単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すよう、当社に対して請求することができるものといたします。また、会社法第192条の規定に基づき、その単元未満株式を買い取るよう、当社に対して請求することができますので、当社株式についてお取引先の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

6. 1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

7. 株式併合の条件

本定時株主総会において、本新株予約権に関する議案、本株式併合に関する議案および定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

III. 定款の一部変更

1. 変更の理由

- ① 本株式併合に係る議案が本定時株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、本株式併合に伴い、会社法第182条第2項により発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- ② 本新株予約権の目的となるA種種類株式及びB種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式としてA種種類株式及びB種種類株式を追加し、これらの種類株式に関する規定の変更・新設等を行うものであります。
- ③ 上記①②の変更は、2023年12月29日をもって、その効力を生じるものとする旨の

附則を設けるものであります。なお、本附則は2023年12月29日経過後、これを削除いたします。

2. 変更の内容

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>1,010,000,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p> <p><新設></p> <p><新設></p> <p><新設></p>	<p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>27,781,104株</u>とし、<u>普通株式の発行可能種類株式総数は27,659,224株、A種種類株式の発行可能種類株式総数は81,880株、B種種類株式の発行可能種類株式総数は40,000株</u>とする。</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>普通株式につき100株、A種種類株式につき1株、B種種類株式につき1株</u>とする。</p> <p><u>第2章の2 A種種類株式</u> (<u>剰余金の配当</u>) 第10条の2 当社はA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)及びA種種類株式の登録株式質権者(<u>A種種類株主とあわせて以下、「A種種類株主等」という。</u>) に対しては、<u>配当を行わない。</u></p> <p>(<u>残余財産の分配</u>) 第10条の3 当社は、残余財産を分配するときは、<u>A種種類株主等に対して、普通株式を有する株主(以下、「普通株主」という。)及び普通株式の登録株式質権者(普通株主とあわせて以下、「普通株主等」という。)に先立ち、B種種類株式を有する株主(以下、「B種種類株主」という。)及びB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主とあわせて以下、「B種種類株主等」という。)と同順位にて、A種種類株式1株につき、10,000円の金銭を支払う。</u> ② <u>A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>(<u>議決権</u>) 第10条の4 <u>A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合</u></p>

<新設>

を除き、当会社の株主総会において議決権を有しない。

(種類株主総会の議決権)

第10条の5 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A種種類株主を構成員とする種類株主総会（以下、「A種種類株主総会」という。）の決議を要しない。

<新設>

(A種種類株主総会への準用)

第10条の6 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催されるA種種類株主総会について準用する。

② 第13条、第14条及び第16条の規定は、A種種類株主総会について準用する。

③ 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるA種種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定によるA種種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

<新設>

(株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利)

第10条の7 当社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

② 当社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 当社は、A種種類株主には、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。

<新設>

(金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）)

第10条の8 A種種類株主は、A種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の3営業日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付

と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「A 種償還請求」という。）することができるものとし、当社は、当該 A 種償還請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該 A 種償還請求に係る A 種種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。

但し、同一の日を償還請求日として A 種償還請求がなされた A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、A 種償還請求がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、A 種償還請求がなされなかったものとみなす。

② 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。A 種償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

<新設>

（普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権））
第 10 条の 9 A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、転換請求日（以下に定義する。）の 3 営業日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「転換請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して当会社普通株式の交付と引き換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当社は、当該転換請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、以下に定める算定方法に従って算出される数の当会社普通株式（以下、「対価普通株式」という。）を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。但し、次項に基づき交付される普通株式数が転換可能株式数を超える場合には、転換可能株式数を超えない範囲内においてのみ転換請求の効力が生じるものとし、転換可能株式数を超えることとなる部分については転換請求がなされなかったものとみなす。

す。上記の但書において「転換可能株式数」とは、転換請求が効力を生じる日（以下、「転換請求日」という。）における

（ア）当社の発行可能株式総数から、転換請求日における当社の発行済株式総数及び転換請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。以下本項において同じ。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、（イ）当社の普通株式の発行可能種類株式総数から、転換請求日における当社の発行済普通株式数及び転換請求日における新株予約権の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか少ない数をいう。

② 対価普通株式の数は、転換請求に係る A 種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額を、第 3 項及び第 4 項に定める転換価額で除して得られる数とする。なお、A 種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしない。

③ 転換価額は、当初 40 円とする。但し、転換価額は、第 4 項の規定により調整されることがある。

④

（1）当社は、2023 年 12 月 30 日以降、第 2 号に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{rcl} & \text{調整前} & \text{既発行普通株式数} \\ \text{調整後転換} & & \\ \text{価額} & = \text{転換価} \times \text{既発行普通株式数} & \\ & \text{額} & + \text{交付普通株式数} \end{array}$$

（2）転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

ア 当社は普通株式を新たに交付（当社は普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社の普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合（但し、株式無償

割当の場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

イ 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

ウ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後転換価額は、当該対価の確定時点で

発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当会社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

エ 当会社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得条項に基づく取得と引換えに当会社普通株式を交付する場合、調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

オ アないしウの各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当会社の機関の承認を条件としているときは、アないしウの定めにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本号に定める取得請求権を行使した A 種種類株主に対しては、次の算式に従って当会社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \frac{\text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(3) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 0.01 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 転換価額調整式の計算については、次に定めるところによる。

ア 0.01円未満の端数を四捨五入する。

イ 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当会社の発行済普通株式数から、当該日における当会社の有する当会社普通株式の数を控除した数とする。また、本項(2)イの場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

(5) 第2号の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、2023年12月30日以降、次に掲げる場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。

ア 株式の併合、当会社を存続会社とする合併、当会社を承継会社とする吸収分割、当会社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。

イ その他当会社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

ウ 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

(6) 本項に定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当会社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、第2号オの場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

⑤ 転換請求事前通知の効力は、転換請求事前通知に要する書類が当会社の定める転換請求受付場所に到達したときに発生する。転換請求の効力は、当該転換請求事前通知に係る転換請求日において発生する。

<新設>

(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))
第 10 条の 10 当社は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日 (以下、「A 種償還日」という。) が到来することをもって、A 種種類株主等に対して、当該 A 種償還日の 2 週間前までに書面による通知 (撤回不能とする。) を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A 種種類株式の全部又は一部を取得することができる (以下、「A 種金銭対価償還」という。) ものとし、当社は、当該 A 種金銭対価償還にかかる A 種種類株式を取得するのと引換えに、当該 A 種金銭対価償還請求に係る A 種種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額の金銭を A 種種類株主に対して交付するものとする。なお、A 種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

<新設>

第 2 章の 3 B 種種類株式
(剰余金の配当)
第 10 条の 11 当社は、B 種種類株主等に対しては、配当を行わない。

<新設>

(残余財産の分配)
第 10 条の 12 当社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対して、普通株主等に先立ち、A 種種類株主等と同順位にて、B 種種類株式 1 株につき、10,000 円の金銭を支払う。
② B 種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。

<新設>

(議決権)
第 10 条の 13 B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、当社の株主総会において議決権を有しない。

<新設>

(種類株主総会の議決権)
第 10 条の 14 当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B 種種類株主を構成員とする種類株主総会 (以下、「B 種種類株主総会」という。) の決議を要しない。

<新設>

(B種種類株主総会への準用)

第10条の15 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催されるB種種類株主総会について準用する。

② 第13条、第14条及び第16条の規定は、B種種類株主総会について準用する。

③ 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるB種種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定によるB種種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。

<新設>

(株式の併合、分割及び募集新株の割当てを受ける権利)

第10条の16 当社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

② 当社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

③ 当社は、B種種類株主には、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。

<新設>

(金銭を対価とする取得請求権(償還請求権))

第10条の17 B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月1日(当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。)を償還請求日として、償還請求日の3営業日前までに償還請求事前通知(撤回不能とする。)を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求(以下、「B種償還請求」という。)することができるものとし、当社は、当該B種償還請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該B種償還請求に係るB種種類株式の数に10,000円を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。

但し、同一の日を償還請求日としてB種償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、B種償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分

<p><新設></p>	<p>の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった B 種種類株式については、B 種償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>② 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当会社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。B 種償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</p> <p>(金銭を対価とする取得条項 (強制償還))</p> <p>第 10 条の 18 当社は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日 (以下、「B 種償還日」という。) が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、当該 B 種償還日の 2 週間前までに書面による通知 (撤回不能とする。) を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる (以下、「B 種金銭対価償還」という。) ものとし、当社は、当該 B 種金銭対価償還にかかる B 種種類株式を取得するのと引換えに、当該 B 種金銭対価償還請求に係る B 種種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額の金銭を B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、B 種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。</p>
<p><新設></p>	<p>附則</p> <p>① 第 6 条及び第 7 条の変更並びに第 10 条の 2 ないし第 10 条の 18 の新設については、2023 年 12 月 29 日をもって、その効力を生じるものとする。なお、本附則は 2023 年 12 月 29 日経過後、これを削除する。</p>

IV. 第 16 回新株予約権の取得及び消却

当社は、2023年2月17日に前回資金調達として本既存新株予約権及び第17回新株予約権を発行しました。その資金使途としては、①AV関連事業の構造改革費用、②家電事業製品に係る開発及び生産費用、③IoT関連新製品の開発及び生産費用及び④運転資金の4つを想定していました。第17回新株予約権については2023年8月31日をもって行使を完了し約385百万円を調達することができましたが、本日までに行使された本既存新株予約権は325,000個のみで約65百万円の調達にとどまっており、現時点の充当状況は①に対して180百万円、②に対して118百万円、③に対して53百万円、④に対して80百万円を充当しております。なお、各充当の合計額は調達額から発行諸費用を控除した差引手取額となります。

本既存新株予約権については当社普通株式の株価が固定された行使価額である2円に近い水

準で推移しており、当社が必要とする資金を調達する蓋然性が低下していること、本新株予約権の発行にあたり残存する本既存新株予約権を取得することが割当予定先より条件として提示されたこと、及び本新株予約権の発行により当社の必要とする資金を確保できる見込みであることから、2023年12月22日付で、残存する全ての本既存新株予約権を1個当たりの発行価額である0.01円で取得のうえ消却することといたしました。なお、残存する全ての本既存新株予約権を発行価額で取得する理由は、新株予約権を発行価額と同額で取得することは一般的と考えており、また発行価額を当初の価額と異なる金額で取得する場合、取得価額を第三者の評価機関に再評価して頂く必要性もあることから、割当予定先との協議のうえ本既存新株予約権の発行価額と同額である0.01円で取得することに同意したためであります。本既存新株予約権の取得及び消却の概要は以下の通りです。

(1) 取得及び消却する新株予約権の名称	株式会社ピクセラ 第16回新株予約権
(2) 発行新株予約権総数	2,850,000個
(3) 本日現在までの行使済新株予約権数	325,000個
(4) 取得及び消却する新株予約権数	2,525,000個
(5) 取得価額	合計25,250円（新株予約権1個当たり0.01円）
(6) 取得日及び消却日	2023年12月22日（予定）
(7) 消却後に残存する新株予約権の数	0個

V. 日程

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 取締役会決議 | 2023年11月29日 |
| ② 本定時株主総会決議日 | 2023年12月28日 |
| ③ 株式併合の効力発生日 | 2023年12月29日 |
| ④ 定款変更の効力発生日 | 2023年12月29日 |
| ⑤ 本新株予約権の割当日 | 2023年12月29日 |

株式会社ピクセラ
第 18 回新株予約権発行要項

- | | | |
|----|--------------------------|---|
| 1. | 新株予約権の名称 | 株式会社ピクセラ第 18 回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。) |
| 2. | 本新株予約権の払込金額の総額 | 金 81,880 円(本新株予約権 1 個あたり 1 円) |
| 3. | 申込期日 | 2023 年 12 月 29 日 |
| 4. | 割当日及び払込期日 | 2023 年 12 月 29 日 |
| 5. | 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO
FUND に割り当てる。 |
| 6. | 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法 | <p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社 A 種種類株式（以下、「A 種種類株式」という。）とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は A 種種類株式 81,880 株（本新株予約権 1 個あたり 1 株（以下、「割当株式数」という。)) とする。</p> <p>なお、本新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の目的となる株式の内容は、以下のとおりである。</p> |

記

① 剰余金の配当

当社は、A 種種類株式を有する株主（以下、「A 種種類株主」という。）及び A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主とあわせて以下、「A 種種類株主等」という。）に対しては、配当を行わない。

② 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A 種種類株主等に対して、普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）及び普通株式の登録株式質権者（普通株主とあわせて以下、「普通株主等」という。）に先立ち、当社 B 種種類株式（以下、「B 種種類株式」という。）を有する株主（以下、「B 種種類株主」という。）及び B 種種類株式の登録株式質権者（B 種種類株主とあわせて以下、「B 種種類株主等」という。）と同順位にて、A 種種類株式 1 株につき、10,000 円の金銭を支払う。

イ 非参加条項

A 種種類株主等に対しては、本号アのほか、残余財産の分配は行わない。

③ 議決権

A 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、当社の株主総会において議決権を有しない。

④ 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、A 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

⑤ 株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利

ア 当社は、A 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

イ 当社は、A 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

ウ 当社は、A 種種類株主には、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。

⑥ 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

ア 取得時期

A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月 1 日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の 3 営業日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「償還請求」という。）することができるものとし、当社は、当該償還請求に係る A 種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る A 種種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額の金銭を、A 種種類株主に対して交付するものとする。

但し、同一の日を償還請求日として償還請求がなされた A 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされた A 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ A 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった A 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

イ 償還請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

ウ 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が本号イに記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

⑦ 普通株式を対価とする取得請求権（転換請求権）

ア 取得時期

A 種種類株主は、A 種種類株式の発行日以降いつでも、転換請求日（以下に定義する。）の 3 営業日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「転換請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して当社普通株式の交付と引き換えに、その有する A 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができるものとし、当社は、当該転換請求に係る A 種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、以下に定める算定方法に従って算出される数の当社普通株式（以下、「対価普通株式」という。）を、当該 A 種種類株主に対して交付するものとする。但し、次号に基づき交付される普通株式数が転換可能株式数を超える場合には、転換可能株式数を超えない範囲内においてのみ転換請求の効力が生じるものとし、転換可能株式数を超えることとなる部分については転換請求がなされなかったものとみなす。上記の但書において「転換可能株式数」とは、転換請求が効力を生じる日（以下、「転換請求日」という。）における（ア）当社の発行可能株式総数から、転換請求日における当社の発行済株式総数及び転換請求日における新株予約権（当該新株予約権の権利行使期間の初日が到来していないものを除く。以下本号アにおいて同じ。）の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる株式の数を控除した数と、（イ）当社の普通株式の発行可能種類株式総数から、転換請求日における当社の発行済普通株式数及び転換請求日における新株予約権の新株予約権者が当該新株予約権の行使により取得することとなる普通株式の数を控除した数の、いずれか少ない数をいう。

イ 取得と引換えに交付する普通株式の数

対価普通株式の数は、転換請求に係る A 種種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額を、本号ウ及びエに定める転換価額で除して得られる数とする。なお、A 種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に 1 株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第 167 条第 3 項に定める金銭の交付はしない。

ウ 当初転換価額

転換価額は、当初 40 円とする。但し、転換価額は、本号エの規定により調整されることがある。

エ 転換価額の調整

(1) 当社は、2023 年 12 月 30 日以降、本エ(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合は、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。
- ① 当社普通株式を新たに交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合（但し、株式無償割当の場合、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。）、調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。
 - ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後転換価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。
 - ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む。）、調整後転換価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後転換価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして転換価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
 - ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債

に付されたものを含む。)の取得条項に基づく取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ⑤ 本エ(2)①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本エ(2)①乃至③の定めにかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本号に定める取得請求権を行使した A 種類株主に対しては、次の算式に従って当社普通株式を交付する。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合に 1 株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が 0.01 円未満にとどまる限りは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後の転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (4) 転換価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
- ① 0.01 円未満の端数を四捨五入する。
- ② 転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の 1 ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本エ(2)②の場合には、転換価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (5) 本エ(2)の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、2023 年 12 月 30 日以降、次に掲げる場合には、当社は、必要な転換価額の調整を行う。
- ① 株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。
- ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。
- ③ 転換価額を調整すべき事由が 2 つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調

調整後転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

- (6) 本エに定めるところにより転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前転換価額、調整後転換価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までにA種種類株主に通知する。但し、本エ(2)⑤の場合その他適用の日の前日までに当該通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

オ 転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

カ 転換請求の効力発生

転換請求事前通知の効力は、転換請求事前通知に要する書類が本号オに記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。転換請求の効力は、当該転換請求事前通知に係る転換請求日において発生する。

⑧ 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

当社は、A種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、当該償還日の2週間前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、当社は、当該金銭対価償還にかかるA種種類株式を取得すると引換えに、当該金銭対価償還請求に係るA種種類株式の数に10,000円を乗じて得られる額の金銭をA種種類株主に対して交付するものとする。なお、A種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

7. 本新株予約権の総数 81,880 個

8. 各本新株予約権の払込金額 金1円

9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

(2) 本新株予約権の行使により当社がA種種類株式を交付（A種種類株式を新たに発行し、又は当社の保有するA種種類株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合におけるA種種類株式1株あたりの出資される財産の価額（以下、「行使価額」という。）は、10,000円とする。

10. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後に当社が資本の減少、合併、会社分割又は株式交換を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整できることとし、調整

により生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げることにする。

- 1 1. 本新株予約権の行使期間
2024 年 1 月 4 日（当日を含む。）から 2025 年 1 月 6 日（当日を含む。）までとする。
- 1 2. その他の本新株予約権の行使の条件
本新株予約権の一部行使はできない。
- 1 3. 新株予約権の取得事由
該当事項なし。
- 1 4. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
- 1 5. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により A 種種類株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし（計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
- 1 6. 新株予約権の行使請求の方法
 - (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 11 項に定める行使期間中に第 17 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 17 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。
- 1 7. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
- 1 8. 払込取扱場所 株式会社三菱 UFJ 銀行 堺支店
- 1 9. その他
 - (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
 - (2) 上記各項については、2023 年 12 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）における本新株予約権の発行に関連する議案の承認、本株主総会における当社普通株式の株式併合（普通株式 100 株を 1 株に併合）に係る議案の承認、及び本株主総会における本新株予約権の目的となる株式である A 種種類株式の発行のための定款の一部変更に係る議案の承認が得られること等を条件とする。
 - (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

株式会社ピクセラ
第19回新株予約権発行要項

- | | | |
|----|--------------------------|--|
| 1. | 新株予約権の名称 | 株式会社ピクセラ第19回新株予約権
(以下、「本新株予約権」という。) |
| 2. | 本新株予約権の払込金額の総額 | 金 40,000 円(本新株予約権 1 個あたり 1 円) |
| 3. | 申込期日 | 2023 年 12 月 29 日 |
| 4. | 割当日及び払込期日 | 2023 年 12 月 29 日 |
| 5. | 募集の方法 | 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権を EVO
FUND に割り当てる。 |
| 6. | 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法 | <p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社 B 種種類株式（以下、「B 種種類株式」という。）とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は B 種種類株式 40,000 株（本新株予約権 1 個あたり 1 株（以下、「割当株式数」という。)) とする。</p> <p style="padding-left: 2em;">なお、本新株予約権の目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> <p>(3) 本新株予約権の目的となる株式の内容は、以下のとおりである。</p> |

記

① 剰余金の配当

当社は、B 種種類株式を有する株主（以下、「B 種種類株主」という。）及び B 種種類株式の登録株式質権者（B 種種類株主とあわせて以下、「B 種種類株主等」という。）に対しては、配当を行わない。

② 残余財産の分配

ア 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、B 種種類株主等に対して、普通株主等に先立ち、当社 A 種種類株式（以下、「A 種種類株式」という。）を有する株主（以下、「A 種種類株主」という。）及び A 種種類株式の登録株式質権者（A 種種類株主とあわせて以下、「A 種種類株主等」という。）と同順位にて、B 種種類株式 1 株につき、10,000 円の金銭を支払う。

イ 非参加条項

B 種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。

③ 議決権

B 種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、当社の株主総会において議決権を

有しない。

④ 種類株主総会の議決権

当社が、会社法第 322 条第 1 項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B 種種類株主を構成員とする種類株主総会の決議を要しない。

⑤ 株式の併合、分割及び募集新株の割当を受ける権利

ア 当社は、B 種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

イ 当社は、B 種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

ウ 当社は、B 種種類株主には、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。

⑥ 金銭を対価とする取得請求権（償還請求権）

ア 取得時期

B 種種類株主は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月 1 日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の 3 営業日前までに当社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「償還請求」という。）することができるものとし、当社は、当該償還請求に係る B 種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係る B 種種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。

但し、同一の日を償還請求日として償還請求がなされた B 種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされた B 種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ B 種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかった B 種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

イ 償還請求受付場所

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

ウ 償還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が本号イに記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

⑦ 金銭を対価とする取得条項（強制償還）

当社は、B 種種類株式の発行日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「償

還日」という。)が到来することをもって、B 種種類株主等に対して、当該償還日の 2 週間前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B 種種類株式の全部又は一部を取得することができる(以下、「金銭対価償還」という。)ものとし、当社は、当該金銭対価償還にかかる B 種種類株式を取得すると引換えに、当該金銭対価償還請求に係る B 種種類株式の数に 10,000 円を乗じて得られる額の金銭を B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、B 種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。

7. 本新株予約権の総数 40,000 個
8. 各本新株予約権の払込金額 金 1 円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額(以下に定義する。)に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより 1 円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が B 種種類株式を交付(B 種種類株式を新たに発行し、又は当社の保有する B 種種類株式を処分することをいう。以下同じ。)する場合における B 種種類株式 1 株あたりの出資される財産の価額(以下、「行使価額」という。)は、10,000 円とする。
10. 行使価額の調整

当社は、本新株予約権の割当日後に当社が資本の減少、合併、会社分割又は株式交換を行う等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、資本の減少、合併、会社分割又は株式交換の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整できることとし、調整により生じる 1 円未満の端数については、これを切り上げるものとする。
11. 本新株予約権の行使期間

2024 年 1 月 4 日(当日を含む。)から 2026 年 1 月 5 日(当日を含む。)までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得事由

該当事項なし。
14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。
15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により B 種種類株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし(計算の結果 1 円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第 11 項に定める行使期間中に第 17 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第 18 項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第 17 項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 行使請求受付場所 三菱 UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

18. 払込取扱場所 株式会社三菱 UFJ 銀行 堺支店

19. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、2023 年 12 月 28 日開催予定の当社定時株主総会（以下、「本株主総会」という。）における本新株予約権の発行に関連する議案の承認、本株主総会における当社普通株式の株式併合（普通株式 100 株を 1 株に併合）に係る議案の承認、及び本株主総会における本新株予約権の目的となる株式である B 種種類株式の発行のための定款の一部変更に係る議案の承認が得られること等を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。